

令和8年度 第1回高岡市地域共生社会推進協議会 会議要旨

- 1 日 時 令和8年5月28日(木) 午前10時(午前11時19分終了)
- 2 場 所 高岡市役所8階 803会議室
- 3 出席者 出席委員18名 代理出席委員1名 欠席委員2名
- 4 協議事項
 - (1) 次期障がい者基本計画・第8期障がい者福祉計画・第4期障がい児福祉計画の策定について
 - ① 本市の障がいのある人を取り巻く現状について【資料No. 1-1】
 - ② 国の動きについて【資料No. 1-2】
 - ③ 第7期障がい者福祉計画・第3期障がい児福祉計画における見込量と利用実績について【資料No. 1-3】
 - ④ 障がい者福祉計画及び障がい児福祉計画策定に係る国の基本指針について【資料No. 1-4】
 - ⑤ 障がい者実態調査各調査項目について【資料No. 1-5】
 - ⑥ スケジュール【参考資料1】

【説明要旨】

事務局より、本市では人口減少・少子高齢化が進む中、療育手帳及び精神障害者保健福祉手帳所持者数が増加しており、障がい福祉ニーズが多様化している状況について説明があった。また、国では地域生活支援、相談支援体制、障がい児支援、人材確保及び処遇改善等の充実が進められていること、現行計画では就労継続支援B型や放課後等デイサービス等の利用が増加していることについて説明があった。今後は、実態調査や関係団体ヒアリング等を通じて地域課題や支援ニーズを把握し、相談支援を基盤とした地域全体の支援体制の整備を進めながら、実効性のある計画策定を進める旨の説明があった。

【質疑応答等】

○在宅生活継続条件について

《委員》

実態調査の項目の中で、「8 地域生活」の中に「在宅生活継続条件」という項目があるが、具体的な質問内容としては、どのような項目を想定しているのか。

《事務局》

「在宅生活継続条件」については、前回、令和2年に実施した調査の設問を踏

襲して考えていきたいと考えている。現時点では、具体的な設問そのものまではまだ作成していない状況であるが、地域で生活を続けていく上で、どのような条件があれば生活していけるのか、そういった内容について質問を検討し、当事者の方からご意見を伺えればと考えている。

○就労選択支援事業所について

《委員》

資料1－4の基本指針の見直しの主な事項の中に、「福祉施設から一般就労への移行」として、就労選択支援事業所の設置や利用者数に関する成果目標の新設とある。この就労選択支援事業所の設置について、例えば現在の就労系事業所とどういった違いがあるのか、成果目標としてはどういったものを想定しているのか、分かれば教えていただきたい。

《事務局》

就労選択支援は、令和7年10月から始まった制度であるが、現状、県内に就労選択支援事業所は2か所しかなく、富山市と黒部市に1か所ずつという状況であり、高岡市内には、現在、就労選択支援事業所は存在していない。

数値目標をどのような形で設定していくのかについては、国から示される資料を確認しながら考えていきたいと思っている。就労選択支援事業所の指定に当たっては、指定要件が厳しい面もあり、新規の事業所ができない状況にあるので、指定権者の県とも相談しながら、就労選択支援事業所の設置について、どのように進めていけばよいか検討していきたいと考えている。

《会長》

就労選択支援事業所については、高岡市だけでなく全国的にも事業所数が少ない状況である。指定要件や研修要件などのハードルも高く、人材確保の面でも課題があることから、慎重に進めていかなければならないと感じている。

○福祉人材の確保について

《委員》

資料1－4の高岡市における検討の方向性について、知的障がい・精神障がいの方が増えていることや、支援ニーズが多様化していることは、法人を運営していても強く実感している。

一方で、障がい福祉人材の確保が年々難しくなっており、それに伴うケアの充実も大きな課題になっていると考えている。スケジュールでは令和8年7月に関係機関ヒアリングが予定されているが、福祉人材の確保について、事業所の状況をヒアリングで聞いていただく予定はあるのか。

《事務局》

今回、事業所にヒアリングを実施したいと考えている内容としては、基本指針に関することや福祉人材の確保についても含め、現場で感じておられる課題や問題、市への思いや要望など、忌憚のないご意見を直接お聞きしたいと考えている。

全ての要望をそのまま実現することは難しい面もあるが、現場での困りごとや実態は、実際にお話を聞かなければ分からないと考えている。単なるアンケートではなく、直接お声を聞く必要があると考えているので、福祉人材の確保についても当然お聞きしたいと思っている。

《会長》

養成校においても、福祉分野を志望する学生が減少している状況がある。以前に比べ、福祉の仕事を選ぶ若い方が少なくなっていると感じている。

一方で、福祉の仕事の魅力を小学生、中学生、高校生など若い世代に伝えていく取組みも必要であり、市とも連携しながら、そうした流れを作っていくことが大切ではないかと考えている。

《事務局》

福祉人材確保については、国においても重視している。令和8年6月の障害福祉サービス等報酬改定では、人材確保や処遇改善を大きな柱として改定が行われる予定となっており、処遇改善や人材確保に対して、国としても支援を行う方向となっている。

○就労継続支援A型について

《委員》

資料1－3の就労継続支援A型について、令和6年度、令和7年度とも実績が見込み量を下回っている。一方で、令和8年度の利用見込み量は前年度を上回っている。B型の希望者が多い中で、A型の見込み量を多く設定してよいのか、また、近年、A型事業所の評判があまりよくないという話もある中で、高岡市としてA型事業所をどのように考えているのか、お聞きしたい。

《事務局》

現在の計画の見込み量は令和5年度に策定したものであり、策定時点では令和6年4月の報酬改定の影響を十分見込めなかった部分がある。報酬改定により、成果や収益に対する評価が報酬単価に大きく影響する仕組みとなっており、A型事業所については現状として厳しい状況もあると考えている。また、令和6年4月の報酬改定は、B型事業所の利用がしやすくなる改定だったこともあり、B型事業所へ移行する方も多い状況である。A型事業所の今後の位置付けについては、実態調査や事業所ヒアリング等を通じて、当事者や支援者のご意見を伺いながら検討していきたいと考えている。

《会長》

社会情勢や物価高、原油価格の影響などもあり、就労支援事業所を取り巻く状況も厳しくなっている。また、利用者の方と面談している中で、A型事業所をやめてB型事業所に戻ってきたという方も出てきている。理由を聞くと、A型事業所では条件を満たす必要があるという話もあるが、事業所自体の質の問題もあるのではないかと感じている。本人が本当のことを話してくれればよいのであるが、虐待に近いような状況が背景にあった可能性もあるのではないかと感じている。そういったところにも耳を傾けていく必要があるのかなと思っている。もともと「聴」という字は、「耳」と「目」と「心」で聞く字だったと思うが、ぜひ耳を傾けていただいて、そういった声を拾いながら、障がいのある方の権利を守っていただきたいと思っている。

(2) 訪問型支援事業の実施について

- ① 訪問型支援事業の実施について【資料 No. 2-1】
- ② 発達障がい児等アウトリーチ（訪問型）支援事業チラシ【資料 No. 2-2】

【説明要旨】

事務局より、生活保護世帯や生活困窮世帯等の子どもの進路選択支援事業及び、不登校状態にある発達障がい等の特性を有する児童生徒への訪問型支援事業について説明があった。進路選択支援事業では、「教育・福祉連携コーディネーター」やケースワーカー等が連携し、進路相談、学習・生活支援、奨学金制度の活用支援等を行う。また、発達障がい児等アウトリーチ（訪問型）支援事業では、社会福祉士等が家庭訪問を行い、本人及び保護者への相談支援を実施するとともに、教育と福祉が連携しながら、本人に合った居場所や支援機関とのつながりづくりを進める旨の説明があった。

【質疑応答等】

○教育福祉連携コーディネーターの配置について

《委員》

「教育・福祉連携コーディネーター」は、どのように配置されているか。

《事務局》

令和8年4月1日から、すでに1名の職員が教育総合支援センターに配置されている。なお、非常勤職員として配置している。

○訪問型支援事業の対象者について

《委員》

子どもの進路選択支援事業の対象者について、生活困窮まではいっていないものの、両親、主に保護者に障がいがあり、お子さんにも少し知的障がいがあるような方も対象になるのか。

《事務局》

子どもの進路選択支援事業については、生活保護世帯に限定しているものではなく、生活困窮世帯等も対象となっている。対象になるかどうかについては、一度ご相談いただきたい。

○教育福祉連携コーディネーターの人数について

《委員》

「教育・福祉連携コーディネーター」が1名配置されているとのことだが、この役割からすると、1名というのはかなり少ないのではないかと思う。増員する予定はあるのか。

《事務局》

現在、「教育・福祉連携コーディネーター」は1名配置されているが、現時点では、子どもの進路選択支援事業と、発達障がい等の特性を有する児童生徒への訪問型アウトリーチ支援事業の2つを中心に関わっている。まずは事業を実施しながら、多機関との連携実績を積み重ね、その状況を見ながら人数の増加についても検討していきたいと考えている。

なお、これらの事業は新規事業であり、まずは走りながら進めていきたいと考えており、委員の皆さまからも意見をいただきたい。

○すでに相談支援専門員が関わっているケースとの連携について

《委員》

すでに相談支援専門員が関わっているケースについて、「教育・福祉連携コーディネーター」と連携することは可能なのか。また、すでに相談支援専門員が関わっている場合は、発達障がい等の特性を有する児童生徒への訪問型アウトリーチ支援事業の対象にはならないのか。

《事務局》

「教育・福祉連携コーディネーター」は、令和8年4月に初めて配置されたものであり、県内でもあまり例がない。そのため、どのような連携ができるかについては、今後、「教育・福祉連携コーディネーター」とも相談しながら考えていきたいと考えている。

また、発達障がい等の特性を有する児童生徒への訪問型アウトリーチ支援事業については、学校に来られない方や、支援の隙間にある方に対して、こちらから訪問し支援を届ける事業である。今年度からの新規事業であるため、関係機関と

相談しながら事業をつくり上げていきたいと考えている。

《会長》

アウトリーチという言葉だけで解決できるものではなく、本人や家庭に心を開いてもらうことが大切である。資格だけではなく、人としての関わりも重要であり、事業を開始して終わりではなく、継続的にアップデートしていく必要があると感じている。

○子どもの安心できる居場所について

《委員》

子どもにとって、学校に行けば安心できる、温かい食事が食べられる、先生が優しいなど、「学校へ行きたい」と思える環境づくりが大切である。制度や就学支援だけではなく、子どもの立場に立って、子どもが安心して学校へ行けるような支援を進めていただきたい。

《事務局》

本人や保護者の同意を得ながら、学校等とも連携し、子どもが安心できる環境づくりや心の健康支援などにつなげていきたいと考えている。

(3) その他

- ・事務局より、(仮称)高岡市障がい者配慮条例について、当事者、関係団体、事業者等の意見を丁寧に伺いながら、高岡市の実情に即した実効性のある内容を検討していく旨の説明があった。また、既存の福祉のまちづくり条例との整合性等も踏まえ、慎重に検討を進める旨の説明があった。

〈委員から質疑等はなかった。〉

以上で協議会を終了した。